は　じ　め　に

東京都では、障害者総合支援法に基づき、高次脳機能障害に対する専門性の高い相談支援事業として、「高次脳機能障害支援普及事業」が実施されております。当院は2015年4月より、足立区・荒川区・葛飾区の3区で構成される区東北部保健医療圏において、「専門的リハビリテーションの充実事業」を受託し、圏域における高次脳機能障害支援の中核を担う医療機関として活動を続けてまいりました。

この間、高次脳機能障害を取り巻く支援環境は、医療・保健・福祉・就労・地域生活支援の各分野において着実に広がりを見せております。一方で、障害特性の理解の難しさや支援のつながりにくさといった課題も依然として残されており、地域全体で共有できる実践的な情報の整理と更新が求められています。

また近年、高次脳機能障害のある方への支援を、より一層充実させることを目的として、「高次脳機能障害者支援法」が2025年12月16日に参議院本会議において全会一致で可決・成立し、2026年4月1日より施行されました。本法は、高次脳機能障害の特性に配慮した支援体制の整備や関係機関の連携強化を、国および自治体の責務として位置づけるものであり、今後の地域支援の在り方に大きな影響を与えるものと考えられます。

こうした背景を踏まえ、当院では2022年に作成いたしました「区東北部保健医療圏高次脳機能障害支援マップ」について、内容の見直しと情報の更新を行い、このたび第2版としてまとめました。

高次脳機能障害のある方が、地域でその人らしい生活を継続していくためには、支援者同士が共通の理解を持ち、必要な支援へと適切につないでいくことが重要です。本マップが、日々の支援の現場において活用され、当事者およびご家族を支えるための一助となることを願っております。

なお、本マップに掲載されている情報は、区東北部保健医療圏内において高次脳機能障害支援に携わる関係機関を対象に実施したアンケート調査の結果に基づき、本マップの趣旨にご賛同いただいた各機関のご協力を得て掲載しております。

ご多忙の中、調査にご協力いただきました関係機関の皆さまに、この場を借りて心より御礼申し上げます。

2026年 6月
東京都 区東北部保健医療圏 高次脳機能障害支援普及事業
「専門的リハビリテーションの充実事業」

東京都 区東北部地域リハビリテーション支援センター
社会医療法人社団 医善会 いずみ記念病院
リハビリテーション科 医師 センター長　髙田 耕太郎